

総務常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和4年12月9日（金） 第1委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説 明 員 なし
6. 傍 聴 者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 閉会中の継続調査について
 - 2 陳情第41号 庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書
 - 3 陳情第42号 健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書
 - 4 その他

午前11時52分 開 議

○赤木忠徳委員長 それでは、総務常任委員会を開会いたします。本日の会議については、傍聴並びに写真撮影、録画を許可しております。本日の協議事項でございますが、閉会中の継続審査、陳情41号、42号、並びに、会計年度職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書、これについて協議をしたいと思っております。

1 閉会中の継続調査について

○赤木忠徳委員長 まず、閉会中の継続審査でございますが、所管事務調査事項につきまして、4項目を挙げておりますが、このまま継続させてもらってもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 そのようにお願いします。

2 陳情第41号 庄原市役所東城支所の喫煙場所を撤去して敷地内を全面禁煙にすることを求める陳情書

3 陳情第42号 健康増進法に違反する庄原市役所本庁の喫煙場所の撤去を求める陳情書

○赤木忠徳委員長 陳情41号、42号につきましては、同じような陳情書でございます。あらかじめ皆さん、目を通していただいていると思いますが、これをどのような扱いにさせていただきますか。福山委員。

○福山権二委員 内容についてはどちらも同じようなことなのですが、このことを審議するについて、陳情書の中身が非合法だということを断定しているのですよね、この陳情書は。非合法なことを

やってはならないという書き方もあったということで、そのことをまず議論して確定しないと、これに対する対応は決まらないのではないかと、一つ考えております。中身を読んでみますと、特定野外喫煙場所ということを設置する条件について、陳情書は違法だというし、さまざまな解説書を見ると、そんなことはないという書き方もあるので、これが違法なものなのかどうかということについて、きちんと確定したほうがいいのではないかと、思うのですよね。陳情書は違法だからやめろと、いっているわけで。違法だということを知りながら、議会が判断するという事は難しいので、そのあたりはどうなのかということが1点あるということなので、私の意見とすれば、一定の条件がそろえば、違法ではないということになるのではないかと、思うので、これは聞いておくということだけでいいのではないかと、思うのです。ただ、その違法かどうかということは確認しないと、4点の施設の条件を整えば、厚生労働省はそれでいいというのだけれど、これが非合法かどうか、皆さんの意見があれば。

○赤木忠徳委員長　　まず、皆さんの御意見をいただく前に、喫煙につきましては、俗にいう嗜好品でございます。嗜好品でありながら、受動喫煙、受動的に子供たちの口に煙が入るということで、非常に規制がかかったりいろいろしていますが、まず嗜好品であるというために、それをやめなさいとか、そういうことにはなりません。もう一つは、設置場所については、今の受動喫煙を配慮しておれば、別に問題ないというところでございますが、先ほど福山委員からいいますと、違法であるかどうかについては、よく読むと、規定に違反しているということにはならないと、私は見解をしているのですが、どうでしょう。

○福山権二委員　　そこが一つのポイントなので、これは非合法の施設ではないのだと、まず断定してからでない。行政の市町によっては、施設の中で全く禁煙としているところは、ないことはないですよ。それは、どうやって決めたのかわからないけれど、合法だということを確認したほうが良いと思う。喫煙というのは嗜好品だという話ですが、たばこについては嗜好品だけれど、勤務時間中に喫煙をすることについては、勤務中に全くそこを離れて、勝手に何回でも行っているのだけれど、それが庄原市の職員規定ではないけれど、そういうところに何か書いてあるのか。これはもう問題ないと。例えば、コーヒーを飲むのは嗜好品だといえるのか。もともとの基準がよくわからないのですよ。勤務時間に行ってもいいということ、何を決めているのか。合法なのか非合法なのか。勤務時間に該当しないということなのか。そこらのこともあわせて議論しておかないと何かおかしいのではないかと、いう気がするのですよ。たばこだけは吸ってもいいというのはどうしてなのか。嗜好品だという基準があるのかどうか。日赤病院では喫煙室をつくっていた。だが、医療機関だからと全部取った。別のところを設けて喫煙所だといって、そこを通ったものをどうするのかということになったりして、その議論を割愛してもいいのか。それとも、そこは、この際、しておくほうがいいのか。以前、旧庄原市、各市町の中では、あちこちに新庁舎をつくった時期があるではないですか。そのときに、喫煙所を設けたのですよ。けれど、たばこを吸ってもいいのなら、コーヒーでも飲んでもいいのかという議論もあったのですよ。そこらはどう整理するのか。総務委員会として、勤務時間管理の面からいってどうなのかと、一応議論しておかないといけないのではないかと。

○赤木忠徳委員長　　徳永委員。

○徳永泰臣委員　　そのときも議論をされたのかもしれないけれど、結論にまでは至っていないと思うのですよ。規定したのも恐らくないと思いますし。暗黙といえば暗黙だし。

- 赤木忠徳委員長 福山委員。
- 福山権二委員 それでいいのかどうかということ。暗黙なら勤務時間中に行ってもいいではないかと。それは吸わない人は吸わない人、吸う人は吸う人と。慣行はそういうものだ。市役所の規定は、行く者は、勤務時間中に勝手に行っているのか、課長に言っているのか。
- 赤木忠徳委員長 徳永委員。
- 徳永泰臣委員 ここで合法、非合法の議論を重ねても、何も結論は出ないと思うのです。ですから、聞き置くで行くしかないのではないですか。
- 赤木忠徳委員長 基本的に庄原市の場合は、勤務中にたばこを吸うこと、自動販売機で飲み物を飲むことに関しては、とめていません。明確に違反であるということを書いています、その文章を私は、そういうものが出ているのを知りません。ありません。ですから、基本的にトイレに行くことを禁止されているわけではないし、お茶を飲むことも禁止されていない。これも書いています。ただ、たばこを吸ってはいけないとか、缶コーヒーを飲んではいけないとか、そういうこともありませんから、我々がそれを超えて、違反であるということ認定することはできません。よろしいですか。福山委員。
- 福山権二委員 委員長がおっしゃるように、それは職場の中で、自動販売機でコーヒーを買うことも同等のことであるから、だからそういう、たばこを吸うとかそういうことに全く規定もない。社会一般的な生活の範疇だから、特に規制する必要はないのだと結論付けているのかな、庄原市の行政は、行政としてそこまで決める必要はないという範疇なのかということだけは、委員会で意思統一しておかないと。
- 赤木忠徳委員長 基本的に医療施設、例えば、庄原日赤、市の関係でいえば、西城市民病院。この敷地内は、医療の関係で、その敷地内でたばこを吸うことは許可しませんということに決めています。庄原市の庁舎、初めは、道路側でたばこを吸っていました。人がたくさん通るところで。それを基本的に、受動喫煙の問題があるので、場所を移動したという経緯がある。その移動したという経緯は、たばこを吸うことを容認しているということなのです。場所をかえたということは、基本的には、我々からいえば、喫煙場所というのを、自動で吸ってくれる機械の部屋をつくったりしていますけれど、国の施設等にはあります。そういう場所が。だから、庄原市としては、場所を移動したということは、何かといえば、喫煙することに関して、許可をしている、していないはありませんが、容認しているという考え方が正しいのだらうと思います。福山委員。
- 福山権二委員 それはそうなのだけれど、このように陳情書が出たことでいえば、例えば、どこにあるかを知らない人が通ったときに吸うではないかと、その程度まで規制するかといえば、きちんとそこに喫煙場所と書いているわけ。そうすると、一般の市民は、誰でも、その市役所周辺を歩いている人は、そこに喫煙所と書いていたら、その喫煙の被害を受けることを自分で選択して、そこを通るなどということまでなるわけです。ここは喫煙所と書いてあれば、通るほうが悪いのだという議論になるのか。いや、それは受動喫煙というか、影響があつて、健康に害するから、それは風向きもあるのだから、そこで吸うのはおかしいと言われたときに、一番いいのは、委員長が言われたようにきちんと密閉して、そこに自動的に吸い上げて高いところへ流すとかという装置をつくったら、議論は成立するわけですよ。それがないと、書いてあるのをいうと、吸うのはオーケーと。吸うのなら、そこを通る人なんかにも規制がないように、きちんとするとすばいいのだらうと思うのだけれど、今のま

までいいのだとなるのかな。言ってみれば、誰が通ってもいいし、隙間がある。外へ漏れることはないということはないが、普通、一般的にはそんなに影響がないと思うけれど、たばこを吸うなという運動も正当にあるわけで、だから、これは聞き置くだけだけれど、庄原市に対しても外へ煙が漏れないような対策をきちんとしろとって終わるか。

○赤木忠徳委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 健康増進法を十分勉強してこなかったので申し訳ないのですが、ここには原則禁煙とされています。一部改正で書いてありますから、一応、きちんと健康増進法の中身をよく調べることと、それから現在の他の自治体の状況も含めて、実際どうなっているのか、一応調べてみる価値はあるのではないかなと思います。きょう、ここで結論が出なかったら、もう少し議論してもいいのかなという気もします。割と、今、シビアな問題になっているので、この陳情がどうこういう前に、実態はどうなのか、法律がどうなのかということについては、福山委員が言われるように、きちんと見解を持っておいたほうがいいのではないかなと思います。

○赤木忠徳委員長 それでは、私からいえば、閲覧で、聞き置くということで、流そうと思いましたが、法的な問題が出てきたので、これについては、事務局で執行者とも含めて、法律関係、例えば、健康増進法の問題、職務専念義務違反についての、この2項目について、もう少し資料を取り寄せたいと思いますので、よろしく願います。よろしいですか。福山委員。

○福山権二委員 職員の職務専念義務違反になるかどうかは、また別の項目なので、今回、あのことはあまり言いたくないので、今、言われた健康増進法の規定の中で、本庁と東城支所の現在の喫煙所設置について、市長が特定屋外喫煙所として合法的な設置だという見解を確認するというで調査しただけでいいと思う。

○赤木忠徳委員長 よろしいですか。藤原委員。

○藤原洋二委員 それでいいと思いますけれども、基本的に健康増進法の関係は、努めなければならぬ行為なので、そこらはあるかと思しますので、総務課なりへ、ある程度の意見をいただくところが必要なかなと。谷口委員が言われましたように、一部改正のところの整理も必要かと思しますので、よろしく願います。

○赤木忠徳委員長 継続審査ということになりますけれども、一応保留ということで、よろしいですか。扱いは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 では、そのようにさせていただきます。

4 その他

○赤木忠徳委員長 その他、意見書が出されております。御手元に、皆さん、ございますよね。処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書。今回の職員の処遇につきましては、人事院勧告に伴って、職員並びに再雇用の職員の人件費を上げるということでございました。ただし、会計任用職員の場合は、今回出ておりません。これについて出させていただいた副委員長、御意見をいただいて、説明をしていただきたいと思っております。

○坪田朋人副委員長 今回、会計年度任用職員の処遇改善に向けたというものなのですが、もの

としては勤勉手当が、会計年度任用職員には出ていないという状況がございまして、一部の会計年度任用職員さんには出ているというのもあるのですけれども、それが単市で対応するものではなく、国でしっかりと対応していただきたいということで、意見書として出させていただきたいということで、これを案として出させていただきました。

○赤木忠徳委員長　それで、3の雇用安定を図るため、任期のない短時間労働勤務職員制度の導入ということは、どういうことでしょうか。

○坪田朋人副委員長　今回、谷口委員も一般質問をされるということだったので、もしあれば。

○赤木忠徳委員長　谷口委員。

○谷口隆明委員　会計年度任用職員は基本的には、年度年度の交代ですが、大体3年、全国的には、庄原市は確認していませんが、大体3年ぐらいは継続して雇用しますけれども、それが過ぎると、また一から公募するということになっているのですが、民間労働契約法では、民間の場合、5年の短期で、5年した場合は、もう正職員にしなければならないという法律があるのですが、その労働契約法が会計年度任用職員には適用されないんで、基本的には、もう1年で切られるという不安があるので、一定年度勤めた場合は、その人の生活設計上からも、長期の雇用にしたほうがいいのではないかという声があるということだと思っております。

○赤木忠徳委員長　藤原委員。

○藤原洋二委員　勉強不足なのですが、今は、雇いどめであるとかというのは、実施されていないと思うのですが、関係はどうなるのですか。

○赤木忠徳委員長　このことについては、副委員長、何か意見がありますか。

○坪田朋人副委員長　雇いどめということに関しては勉強不足でごめんなさい。

○赤木忠徳委員長　福山委員。

○福山権二委員　基本的には雇いどめというのは禁止をするということではなくて、それは配慮しないといけないということになっているのだらうと確認しています。会計年度職員の一番の欠点は、今、3年と言われましたけれど、雇用主によって、1年でも、事情によってはもう解雇するよと。そういう契約が続いているので、要望としては3年、3年間いたら本採用としろというのは自治体として崩れている。だから、責任ある仕事をするのに、できるだけ賃金を、勤勉手当の支給もせずに、ある意味で職員と同じ仕事をさせて、それで雇用関係が雇用しているほうの都合に合わせて職員数も幾らでもかえられるということは、非常に不当なことなので、こういうことはきちんと出したほうがいいと、私は思います。

○赤木忠徳委員長　この会計年度任用職員を、庄原市が最初に出したときに、当初は、5年を超えて、臨時職員を雇用することができないので、1年1年切って、優良な職員の場合は、継続して雇用することができるということで、そういう回答もあったことは事実ですね。ですから、短時間勤務ではない、継続して雇用することもできるということでした。福山委員。

○福山権二委員　きょうも、予算審議の中で、保育所の21人の会計年度職員が、職員の関係で出ていたけれど、これは全部保育士かと聞けば、全部保育士だと言いましたけれど、保育士であっても、会計年度職員をこれだけ多く採用している。全国的に自治体が、庄原市もそうだが、もう相当の数が会計年度職員で配置されている。これで同じ仕事をさせるわけですよ。職場の不満は相当あつたりするのは当然で、早急に何か手を打たないと、一番、ある面では、人事対応としては、責任のある雇用

とはならない気がする。これは出したほうがいいですよ。

○赤木忠徳委員長 御意見いただきます。藤原委員。

○藤原洋二委員 この意見書は、副委員長が出されたということで、理解しているのですか。

○坪田朋人副委員長 僕が提出しました。

○赤木忠徳委員長 ここで受けて、決めたら、総務常任委員会が提出したということになります。藤原委員。

○藤原洋二委員 まず、1番からなのですけれども、私の認識では、会計年度職員に移行した場合は、ボーナスもそんなに高くないですけれども、ボーナスの支給もできるが、旧賃金とボーナス等も含めた総合的には、1人当たり10万円から20万円少なくなるという認識をしていたのですけれども、この勤勉手当は全く出ないということで理解してよろしいのか。

○赤木忠徳委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 今回の補正予算にも勤勉手当は入っておりませんので、会計年度任用職員の勤勉手当については、記載がないので。

○藤原洋二委員 少し調べます。

○赤木忠徳委員長 そのほか御意見いただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 それでは、この意見書については、総務委員会として提出することにしてよろしいでしょうか。福山委員。

○福山権二委員 基本的にはいいと思うのです。質問があったように、それぞれ恐らく多様な質問が出た場合に、きちんと答えないといけないので、研究だけきちんとしたほうがいいと思うのですよ。それから、委員長から出るようになるので。僕は全会一致でいいと思うのだけれど。

○赤木忠徳委員長 これにつきましては、一応確認だけとります。文書につきましては、その確認をとった中で、委員長、副委員長で取りまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。本日の議題は以上なのですが、そのほかにつきましては、職員全員いろいろな形でお忙しいと思いますので、津山、松江の視察の取りまとめについては、12月議会では、報告をさせてもらいません。3月に述べさせていただくと思いますので、よろしくをお願いします。その他ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 では、以上をもって、総務常任委員会を散会いたします。

午後0時18分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長